保健室

充実した学校生活を過ごすためには心身の健康が大切です。くれぐれも健康に留意し、体調不良時は休養や早期受診に心掛けてください。本学では皆さんの健康を管理していくために、5 号館 1 階に保健室を設置しています(利用時間：平日 9 時～17 時)
保健室では、学生生活に少しでも役立つように次のようなことを行っています。

<主な健康等のサポート>

①応急処置

本学内でのケガや発病などの応急処置を行います。ケガや病気の程度によっては本学近隣の医療機関への連絡、紹介を行います。

②健康相談・健康管理

本学では看護師が常駐しております。病気や体調不良時にはお気軽にご相談ください。

※健康保険証の携帯

ケガや病気で受診の際は、健康保険証を常に所持してください。保険証がない場合は、自費払い(全額個人負担)となります。健康保険証のコピーは無効です。

③身体や心の健康相談・保健指導

応急処置や休養だけではなく、自分の健康状態を知り健康について考える場としてまた悩みごとや困りごとの相談の場としても利用できます。

④健康診断

学校保健安全法および学則に基づき毎年 4 月に全学生を対象に定期健康診断を実施しています。疾病の早期発見と健康管理のために毎年必ず受診してください。

健診項目

身長・体重・視力[※1]・尿検査[※2]・血圧・胸部レントゲン・内科診察・心電図[※3]
※1・・・コンタクトレンズ・眼鏡の必要な学生は装着または携帯すること
※2・・・検査項目(蛋白・糖・潜血)
※3・・・新入生の運動部に加入している学生

指定された日に都合が悪く受診ができない場合は、保健室に申し出たうえで、別日の健診日に受診して頂きます。なお、本学の健康診断を受けていない学生は、必ず自費で健康診断を受け、その結果を保健室へ提出してください。健康診断の結果に応じて、再検査や精密検査の指導を行います。

⑤学校感染症

学校感染症に罹患したことが確認された場合、学校保健安全法施行令等において「出席停止期間」が定められています。(※1)

(※1)感染症法(感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律)、学校保健安全法(学校保健法改定、平成 21 年 4 月 1 日より施行)

学校感染症に罹患した学生は下記の手順に沿って、対応してください。

1.医師の指示に従って療養をしましょう。他者への感染を広めないためにも外出は控えてください。
2.療養期間中に学校感染症受付フォームに申請してください。

（学校感染症受付フォームへリンク）　　（学校感染症受付フォーム）

なお，授業を欠席する際の担当教員への連絡は，保健室からは行っていません。欠席する場合は担任・授業の担当教員に直接連絡をしてください。

3.登校可能になれば教務部に来室してください。
登校時には、①公欠願　※教務部にあります
②感染証明ができるもの
（検査結果用紙・診断書などいずれか 1 つ医療機関発行の証明書が必要になります）

<学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準>
(学校保健安全法施行規則第 18 条、19 条による)

	感染症	出席停止（療養期間）
第一種	エボラ出血熱/クリミア・コンゴ出血熱/南米出血熱/ペスト/マールブルグ病/ラッサ熱/急性灰白髄炎（ポリオ）/ジフテリア/重症急性呼吸器症候群(SARS)/中東呼吸器症候群(MERS)/特定鳥インフルエンザ/指定感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	麻　疹	解熱後3日を経過するまで
	風　疹	発疹が消失するまで
	水　痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	咽頭結膜熱	主要症状消退後2日を経過するまで
	結　核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により感染の恐れがなくなるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日間経過かつ症状軽快後 1 日経過
第三種	コレラ/細菌性赤痢/腸チフス/パラチフス/腸管出血性大腸菌感染症(O157など)/流行性角結膜炎/急性出血性結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
第三種その他	感染性胃腸炎（ノロウイルス・ロタウイルス）/サルモネラ感染症(腸チフス、パラチフスを除く)/カンピロバクター/マイコプラズマ感染症/肺炎球菌感染症/溶連菌感染症/A型肝炎/B型肝炎/手足口病/ヘルパンギーナ/伝染性紅斑など	学校感染症第三種その他と診断され、かつ医師から感染の恐れがあるため登校を控えるように指示された場合のみ医師に指示された期間